

戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例（骨子）について
ご意見に対する回答

＊ 貴重なご意見ありがとうございました ＊

案 件 名 戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例（骨子）について
意見募集期間 令和 2 年 8 月 5 日（水）から 9 月 3 日（木）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、1 名の方から 1 件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	「2 改正のポイント （2）屋外広告物の安全管理の強化」 について。 「屋外広告士などの専門的知識を有する者による、点検を義務化」とありますが、「屋外広告士などの専門的知識を有する者による、定期的な点検を義務化」と” 定期的な”の文言を付加してください。	本市として屋外広告物の安全管理の促進を図るため、条文にご意見の趣旨を踏まえた文言を追記します。

戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例（骨子）について

1 条例改正の経緯と目的

(1) 公益性の高い屋外広告物に対する規制緩和

①公共デジタルサイネージ等の設置推進のため

国では、観光先進国の実現に向けて、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するための、多言語表示に対応した公共デジタルサイネージ（公共案内図板）等の設置を促進しています。それらの設置、維持管理費用等に広告料収入を活用するための、屋外広告物規制の弾力的な取り扱いが可能となりました。

これを受け、近年、公益上必要な施設・物件（案内図板、公共掲示板等デジタルサイネージも含む）に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を施設の設置、維持管理費用に充てる取組が、各自治体で進められています。

②エリアマネジメント活動促進のため

エリアマネジメント活動（民間が主体となった良好な環境形成や、エリアの魅力向上を目的とした活動）の自主財源確保を目的とし良好な景観形成に寄与する場合に限り、屋外広告物規制の弾力的な取り扱いが可能となったことから、近年、その活動を支援するための取組がみられるようになっていきます。

(2) 屋外広告物の安全管理の強化

平成27年2月に札幌市でビルの看板が落下して、通行人が重体となる事故や、平成30年6月に北本市ではファミリーレストランの看板が強風によって倒壊するなど各地で屋外広告物による事故が発生しているため、屋外広告物の安全管理を強化する必要があります。

これらのことから、屋外広告物規制の運用の弾力化及び屋外広告物の安全管理の強化に対応するため、戸田市屋外広告物条例の見直しを実施します。

2 改正のポイント

(1) 公益性の高い屋外広告物に対する規制緩和

①公共デジタルサイネージ等の設置推進のため

屋外広告物の表示禁止地域である駅前交通広場、公園、公共施設等の公共空間においても市長の許可を受けて、公共案内板などの公益上必要な施設・物件に一般広告物を表示することが可能になります。

②エリアマネジメント活動促進のため

屋外広告物の表示禁止地域である駅前交通広場、公園、公共施設等の公共空間においても市長の許可を受けて、民間団体による地域の公共的取組事業の財源確保目的で、良好な景観形成に寄与する場合に限り、一般広告物を表示することが可能になります。

(2) 屋外広告物の安全管理の強化

現行規定の屋外広告物の表示者、設置者、管理者に加えて所有者または占有者にも、当該屋外広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明確にします。

併せて、屋外広告士などの専門的知識を有する者による、**定期的な**点検を義務化します。

戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例(骨子)

概要版

(1) 公益性の高い屋外広告物に対する規制緩和

① 公共デジタルサイネージ等の設置推進のため

公益上必要な施設・物件(公共案内図板)等に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を施設の設置、維持管理費用に充てる場合、屋外広告物規制の弾力的な取扱いが可能となりました。



屋外広告物の表示禁止地域である駅前交通広場、公園、公共施設等の公共空間においても市長の許可を受けて、公共案内板などの公益上必要な施設・物件に一般広告物を表示することが可能になります。



大宮公園駅前

② エリアマネジメント活動促進のため

民間が主体となったエリアマネジメント活動の自主財源確保を目的とし良好な景観形成に寄与する場合に限り、屋外広告物規制の弾力的な取扱いが可能となりました。



屋外広告物の表示禁止地域である駅前交通広場、公園、公共施設等の公共空間においても市長の許可を受けて、民間団体による地域の公共的取組事業の財源確保目的で、良好な景観形成に寄与する場合に限り、一般広告物を表示することが可能になります。



大阪うめきた地区

(2) 屋外広告物の安全管理の強化

平成27年2月の札幌市での看板落下事故など各地で屋外広告物による事故が発生していることから、屋外広告物の安全管理を強化する必要があります。



現行規定の屋外広告物の表示者、設置者、管理者に加えて所有者または占有者にも、当該屋外広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明確にします。併せて、屋外広告主などの専門的知識を有する者による、**定期的な**点検を義務化します。



札幌市の事故